

## 東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

(法的根拠)

- 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第59条に基づく、地域子ども・子育て支援事業の一つ。

### 【事業内容】

#### 1. 補助対象経費

幼児教育・保育の無償化の認定を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が支払う利用料（どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。）。

#### 2. 対象となる幼児

- 満3歳児以上で小学校就学前の東久留米市民であること
- 対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍していること
- 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受けていないこと
- 企業主導型保育事業を利用していないこと

#### 3. 補助金額

月の初日に在籍の幼児1人につき月額20,000円（上限）

#### 4. 申請手続き

##### (1) 施設⇒市（申請先：子育て支援課）

対象施設等適合基準審査申請書の提出を受け、市は決定基準（裏面参照）により審査し、決定する。

##### (2) 利用者（保護者）⇒市（申請先：子育て支援課）

対象施設としての決定後、利用者からの申請を受付開始する。申請には、利用料の領収書等の必要書類の添付を求めている。

補助が決定した際は、市から利用者に直接交付する。

#### 5. 事業経費に係る国、都及び市の負担割合

国・都・市 ⇒ 3分の1ずつ

対象施設等の決定基準（東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付要綱別表）

項目	基準の内容
1. 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2. 保育に従事する者の資格	保育に従事する者の概ね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限り。）とする。
3. 保育室等の構造設備及び面積	（1）保育室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 （2）便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。 （3）必要な遊具、保育用品等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	[建物がある場合] （1）消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 （2）非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 （3）保育室を2階に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物、保育室を3階に設ける建物は、耐火建築物であること。 [建物が無い場合] 保育等の実態に応じて必要と考えられる措置をとること。
5. 保育の内容	（1）幼児一人一人の心身の発育や発達の状態に基づいた適切な教育・保育の計画の策定し、実施していること。 （2）各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を実施している場合に限る。）	（1）児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 （2）調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7. 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9. 職員・幼児の帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10. 会計処理	（1）財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 （2）全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 （3）財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 （4）採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。